

## 第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項及び第55条第1項の規定により、八戸市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域を平成22年12月27日付けで定め、平成28年4月8日付けで変更しましたので、お知らせします。

なお、当該特例区域を定めるにあたって、同法第36条第9項及び第55条第4項で準用する同条同項の規定に基づき、当該特例区域の案に対する住民等の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

### 1. 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 八戸市大字三日町13の2、13の3、13の4、13の5、13の7、13の8、13の9、13の11、13の12、13の13  
八戸市大字番町26の1、26の2、26の3、26の4、27、30の8、30の9、31の3、31の4
- (2) 八戸市大字三日町26の1、27の1、28の1
- (3) 八戸市大字十三日町11の1、12の1、12の2、13の1  
八戸市大字番町39、40の3、40の4、41の2、41の3、42、43の1、43の2
- (4) 八戸市大字十三日町1の1、1の3、2の1、2の3、3の1  
八戸市大字番町44の1  
八戸市大字堤町14の1、15の1、15の2、16の1、16の3、17の1
- (5) 八戸市大字十三日町17の2、17の3、17の4、17の5、17の6  
八戸市大字十六日町4の1、4の2、4の3、4の4、4の5

### 2. 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 八戸市大字八日町43の1、44の1、45、46、47、48  
八戸市大字朔日町1、2、3
- (2) 八戸市大字六日町16の2、17
- (3) 八戸市大字六日町14、15、16の1